環境基準及び地域類型について

環境基準

	類型	幹線道路	A地域	B、C地域
近接空間	昼間(6時から22時)	70dB以下		
	夜間(22時~6時)	65dB以下		
非近接空間	昼間(6時から22時)		60dB以下	65dB以下
	夜間(22時~6時)		55dB以下	60dB以下

^{※「}幹線道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上の区間に限る)をいいます。

※「近接空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線道路の場合は、道路端から15m、2車線を越える車線を有する幹線道路の場合は、道路端から20mの空間をいいます。

地域類型

地域の類型	用途地域		
A地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、		
	第二種中高層住居専用地域、田園住居地域		
B地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域		
C地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

^{※「}非近接空間」とは、評価対象の50mの範囲から近接空間を除いた空間をいいます。